「熊谷市荒川かわまちづくり検討業務委託」公募型プロポーザル競争に係る質問及び回答

令和 4 年 6 月 8 日

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回　　答
1	特記仕様書	3	第１４条（２）	社会実験等を企画検討し、実施のうえ結果を整理するとありますが、社会実験に要する費用も委託費に含むのでしょうか？ 社会実験の実施に際し、市（行政）はどのように関わられますでしょうか？	社会実験に要する費用は委託費に含みます。 　市（行政）の関わり方を含めた企画提案となります。
2	特記仕様書	3	第１４条（２）	かわまちづくり協議会は既に設立されておりますでしょうか。 設立済みであれば、メンバー構成と、これまでの開催時期・内容について、今年度の予定等についてご教示ください。	協議会は設立していません。 協議会についてはメンバー構成を含め設立からの支援となります。
3	特記仕様書	3	第１４条（２）	関係機関協議に関連し、荒川上流河川事務所とはすでに協議を進めておりますでしょうか。 既に始められている場合、内容やスケジュールについて確認事項があればご教示ください。	荒川上流河川事務所と令和７年度に当該地でのかわまちづくり計画の登録について協議を行っております。 登録に向け、今回の委託内容を確認しております。
4	実施要領	4	７（１）ウ	実務実績調査（様式４）の実績を証明するための資料は不要と言うことで宜しいでしょうか。	不要です。
5	実施要領	5	８（１）ア	企画提案書のページ数について制限・目安はありますでしょうか。	特にありません。